

第7回 高速道路の新設等に要する費用の縮減に係る助成に関する委員会

議事概要

1. 日 時 平成20年10月 7日(火) 9:55～11:55
2. 場 所 独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構 会議室
3. 出席者 委員 宮本委員長、市川委員、岡原委員、小澤委員、見波委員、山内委員
4. 議事概要

7月8日に開催した第6回委員会からの継続審議案件となっていた下記の2件の経営努力要件適合性について再審議を行い、その後、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社から助成金交付申請ならびに経営努力要件適合性の認定申請を受けている下記の7件に関して、経営努力要件適合性について審議を行った。

(議事)

(審議事項)

第6回委員会からの継続審議案件(2件)

(議題1) 道路管理者との協議による市街地案内標識の合併化

(議題2) 標識レイアウトの工夫による既設門型標識柱の有効利用

新たな審議案件(7件)

(助成金交付申請)

(議題3) 耐震補強工事において近接する料金所の移設を回避

(経営努力要件適合性の認定申請)

(議題4) 土石流対策工事における地方自治体との事業調整

(議題5) 暫定施工を考慮した末端部の舗装構成の見直し

(議題6) 暫定施工を考慮したチェーン着脱場の舗装構成の見直し

(議題7) 品質管理を工夫した資材の直接調達

(議題8) コストオン方式を活用した資材調達の工夫

(議題9) 資材、機材の調達方法を工夫したことによる費用の縮減に対して助成を認める期間の設定について(案)

議題1及び議題2については、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断できなかった。しかし、委員会においても現場での努力に対しては評価がなされたので、そのことが現場に適切に伝わるように工夫をして、会社へ回答するよう機構に要請する。

議題1及び議題2に関する主な意見は以下のとおり。

- ・市街地案内標識については、設計要領では単独柱を原則としながらも、70%～80%が合併化されているという実態があるのであれば、標準的な工法と言えるのではないか。(委員)

- ・ 標識レイアウトを工夫する等して、既存の標識柱を 100%有効に利用したとのことであるが、既存の標識柱を有効に利用した事例は過去にもあり、その利用率も 50%程度あるのであれば、これも標準的な方法と言えるのではないか。(委員)
- ・ 現場で努力されたことは十分に理解できるが、過去にも同様の事例があり、また設計要領等にも記載されている中で、これらを認定するという点については躊躇せざるを得ない。(委員)
- ・ 当初の設計において合併化を標準とせず、また過去に相当の実績があったとしても、それを標準として採用しなかった経緯があるのであれば、経営努力として認めてもよいのではないか。(委員)
- ・ 経営努力として認定するまでには至らないが、こうした現場の努力を何らかの形で正当に評価する仕組みが必要ではないか。(委員)

議題3について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断した。
主な意見は以下のとおり。

- ・ 工事に起因する一般道の渋滞を低減させる等、様々な工夫がなされており評価できる。(委員)

議題4について、運用指針に定める経営努力要件に適合するかどうかについて、結論が出なかったため、考え方を改めて整理し、次回の委員会において再度審議することとする。
主な意見は以下のとおり。

- ・ 会社と県が互いに努力した結果、実現したものであり、例えば、会社と県にそれぞれ助成する方法もあるのではないか。(委員)

この助成は、機構と会社の間で結ばれた協定に基づき行っている制度であり、直接、機構から県に助成することは難しい。(機構)

- ・ 県と会社の総合的な支出が削減できているのか。(委員)

県が対策を行う場合は、森林法に基づき、用地を取得する必要がなくなる等、トータルとして少なくとも用地費相当分については削減されている面がある。(会社)

- ・ 協議努力は認められるが、県等を対象にしたこのような協議が、運用指針に定める経営努力要件に適合するかどうか、判断しかねる。(委員)

- ・ 今後も同様の事例が出てくる可能性が大いにあることから、慎重に判断する必要がある。(委員)

- ・ 合理的に判断できる考え方を整理した上で、次回の委員会において改めて議論する。(委員)

議題5及び議題6について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断した。

議題5及び議題6に関する主な意見は以下のとおり。

- ・ 設計要領では、セメント安定処理を原則とするとあるものの、交通量等、現場の状況に応じて舗装設計をするのは、現場として当然要求されることではないか。(委員)
- ・ 要領の原則にこだわらず、工夫されたものである。(委員)
- ・ 初期投資を減らし、かつ将来的な撤去費も減らすという発想であり、相当工夫されていると思う。(委員)

議題7及び議題8について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断した。

主な意見は以下のとおり。

- ・ 直接調達方式に変更したことで、調達した製品に瑕疵があった場合の責任はどのように転換するのか。瑕疵担保責任というリスクが増えているのではないか。(委員)

工事請負契約においては、会社が直接調達方式で調達し、工事請負会社へ支給した製品に対しての瑕疵担保責任は会社が負うことになる。このようなリスクを避けるために、資材調達に係る競争入札の参加資格に適切な要件を設定するとともに、製造工場の検査や製品検査等を確実にしている。(会社)

- ・ リスクの移転分を定量化することは難しいが、そのような副次的コストも考慮するといった考え方もあるのではないか。(委員)
- ・ 調達は企業にとって重要な経営の要素であり、調達を工夫することがコストの節約に結びつくことから、ぜひともプラスの方向で評価したい。(委員)

- ・ コストオン方式において三者協定を締結するという事は、リスクは分散されると考えてよいのか。(委員)

三者協定において責任区分を明確にし、スムーズに資材を供給できるような工夫をした。(会社)

- ・ 例えば、高速道路会社が一緒になって調達する等、もっと大きな単位で調達することにより、さらにスケールメリットを活かし安く調達することができるのではないか。(委員)

納入期間が長くなる場合には、逆に価格変動によるリスクが発生する等、調達の管理が難しくなることから、一定期間内で大量に調達する場合については非常に効果的ではないかと考えている。(会社)

議題9について、事務局からの提案は妥当であると判断した。

主な意見は以下のとおり。

- ・ 当初計画額や調達に要した一般管理費の算定方法等の一般的なルールについても、合わせて明確にしておく必要がある。(委員)

当初計画額については、最終数量を用いて、当初の施工計画等での積算額とし、経営努力による施工計

画を考慮した積算額と比較して、会社の経営努力による縮減額を算出する。一般管理費及びその他費については、品質管理等に要した費用等、具体的に計上できる費用は計上している。(事務局)

全体を通して、以下の意見が出された。

- ・ 現行の助成制度においては、認める / 認めない、のどちらかの結論しかないが、案件によってはその判断が難しいものもあり、長期的にこれを見直すことも含め、今後の課題として認識しておくべきである。(委員)

以 上